

独立行政法人平和祈念事業特別基金中期計画

平成 15 年 10 月 2 日付 総務省発総官特第 128 号認可
変更：平成 18 年 3 月 31 日付 総務省発総官特第 37 号-6 認可
変更：平成 19 年 3 月 30 日付 総務省発総官特第 31 号-6 認可

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業に充てる経費を除く）、管理費及び人件費の合計）について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成 14 事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を 85%以下とする。

また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を平成 19 年 7 月を目途に移転することとする。

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 17 事業年度に対し平成 18 事業年度からの 5 年間で 5%以上の削減を行う。このため、中期目標の期間の 4 年目及び 5 年目に当たる平成 18 事業年度及び平成 19 事業年度においては、平成 17 事業年度に対し最終事業年度までに 2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。

2 外部委託の推進

外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。

3 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、また、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

- ① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収集等を行い、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）を積極的に発掘し、各事業年度において平均500件程度収集する。
- ② 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書籍等にも広げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に働きかける。
- ③ 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。

(2) 資料の保管

- ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。
- ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。
また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。
- ③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料の電子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。

(3) 資料の展示

- ① 平和祈念展示資料館
平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもら

うため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。

また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。

その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を 20 万人以上とする。

なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を 3,000 人以上とする。

③ 平和祈念展

関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を 1 万人以上とする。

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を 10 万人以上とする。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。

⑥ ホームページによる提供

電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。

⑦ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

2 調査研究

(1) 労苦の実態把握

関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握する。

当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。

(2) 記録史の作成

① 戦後強制抑留者の労苦に関する総合的な記録史の作成を目指し、「戦後強制抑留史」の編纂を引き続き進め、中期目標の期間中に完成させる。

② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」（仮称）の編纂に着手する。

(3) 外国調査の実施

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施する。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2万件以上の登録を行う。

② ホームページによる提供

総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。

③ 調査研究の成果の出版等

調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。

また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。

④ 出版物等の活用

出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。

また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。

(3) 語り部の育成

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。

また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資する。

(4) 催し等への助成

関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。

4 書状等の贈呈事業

(1) 書状等の贈呈事業の実施

以下に掲げる書状等の贈呈事業は、平成19年3月31日までの申請受付をもって終了する。

① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

ア 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又

は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。

- (ア) 内閣総理大臣名の書状
- (イ) 内閣総理大臣名の書状及び銀杯
- (ウ) 内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品

イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者で死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

(2) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6カ月以内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を95%以上とする。

(3) 未請求者への周知

地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への請求促進記事の掲載協力その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。

5 特別記念事業等

(1) 特別記念事業の実施

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品

イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

(2) 未請求者への周知

本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。

(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係機関と調整しつつ適宜その検討に着手する。

6 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。

(2) ホームページの充実

ホームページは、若年層向けコーナーを更新するなどして内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を30万件以上とする。

(3) 地方公共団体との連携強化

各事業年度において「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するなど、地方公共団体に対して、特別記念事業及び書状等の贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保する。

(4) 関係資料館とのネットワーク化

各事業年度において「関係資料館会議」を開催し、基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館との間で、意見交換、各資料館の事業報告等を行うなどして、ネットワーク化を進める。

(5) 外国の関係機関との関係強化

ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。

予算、収支計画及び資金計画については、別添1のとおり。

第4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

第5 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

第6 剰余金の使途

- 1 特別企画展等の充実
- 2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための整備の充実
- 3 関係資料の充実
- 4 調査研究の充実
- 5 広報の充実

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画
施設及び設備に関する計画はない。
- 2 人事に関する計画

人事に関する計画については、別添2のとおり。

3 その他業務運営に関する事項

(1) 環境対策

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

(2) 危機管理

常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。

(3) 職場環境

メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。

(別添1)

1 予算 (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,603
運用収入	3,812
<u>臨時収入</u>	<u>9,846</u>
事業外収入	0
計	<u>18,261</u>
支出	
慰藉事業費	<u>16,419</u>
一般管理費	1,842
計	<u>18,261</u>

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
<u>臨時収入</u>	<u>9,846</u>
支出	
<u>慰謝事業費</u>	<u>9,846</u>

※ 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成19年度取崩し予定額及び運用収入である。

2 運用収入及び臨時収入は、金利動向により変動する可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中総額 950百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

運営費交付金＝一般管理費(人件費＋その他一般管理費)＋慰藉事業費－自己収入
(a) (b) (c) (d)

(a)人件費＝前年度の人件費×効率化係数×人件費調整係数＋人員削減による減少＋「行政改革の重要方針」を受けての人件費減少による減少
(a1) (d)

(b)その他一般管理費＝前年度のその他一般管理費×効率化係数×消費者物価指数
(a2) (γ)

$$(c) \text{慰藉事業費} = \text{前年度の慰藉事業費} \times \text{効率化係数} \times \text{消費者物価指数} \times \text{政策係数}$$

$$(\alpha 3) \quad (\gamma) \quad (\beta)$$

$$(d) \text{自己収入} = \text{前年度の自己収入} \times \text{自己収入調整係数}$$

$$(\varepsilon)$$

(注) 1. 推計に使用した係数の値

人件費の効率化係数(α 1)	=0.9980
その他一般管理費の効率化係数(α 2)	=0.9650
慰藉事業費の効率化係数(α 3)	=0.9900
政策係数(β)	=0.9875
消費者物価指数(γ)	=1.0000
人件費調整係数(δ)	=1.0000
自己収入調整係数(ε)	=0.9772

2. 特別記念事業関連分を除く

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	<u>18,343</u>
経常費用	8,497
慰藉事業費	<u>16,265</u>
一般管理費	1,842
減価償却費	236
財務費用	0
臨時費用	0
収益の部	<u>18,343</u>
経常収益	8,497
運営費交付金	4,449
運用収入	3,812
事業外収入	0
資産見返運営費交付金戻入	102
資産見返補助金戻入	134
財務収益	0
臨時利益	<u>9,846</u>
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
<u>経常費用</u>	
<u>慰謝事業費</u>	9,846
収益の部	
<u>臨時利益</u>	9,846

※ 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成19年度取崩し予定額及び運用収入である。

2 運用収入及び臨時利益は、金利動向により変動する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,261
業務活動による支出	18,107
投資活動による支出	154
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	18,261
業務活動による収入	8,606
運営費交付金による収入	4,603
運用収入	4,003
投資活動による収入	9,655
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
<u>業務活動による支出</u>	9,846
資金収入	9,846
<u>業務活動による収入</u>	
<u>運用収入</u>	191
<u>投資活動による収入</u>	9,655

※ 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向により変動する可能性がある。

(別添2)

人事に関する計画

1 方針

研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。

2 人員に係る指標

業務の効率化、外部委託の推進等により、人員を削減する。

(参考1) 期初年度の常勤職員数 19人

期末年度の常勤職員数の見込み 18人

(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額見込み

950百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。